

令和 5 年

第 1 回 定例市議会

# 議 案 書

( 3 月 2 4 日 追加提出 )

阿 久 根 市

閲覧用



付 議 事 件

議 案 番 号	件 名	ペ ー ジ
4 1	副市長の選任について	1
4 2	阿久根市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について	3
4 3	令和 5 年度阿久根市一般会計補正予算（第 1 号）	別冊



議案第 4 1 号

副市長の選任について

下記の者を，副市長に選任したいので，地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 6 2 条の規定により，議会の同意を求める。

令和 5 年 3 月 2 4 日提出

阿久根市長 西 平 良 将

記

住 所	阿久根市※※※※※※※※※※
氏 名	福 島 浩
生年月日	昭和※※年※※月※※日

提案理由

副市長を 2 人体制にするため，福 島 浩 氏を選任したいので，議会の同意を求めるものである。

議案第 4 1 号参考

福 島 浩 氏 の 履 歴

現 住 所 阿久根市※※※※※※※※※※

生 年 月 日 昭和※※年※※月※※日

学 歴

平成※※年※※月 ※※※※※※※※※※※※※※

職 歴

平成※※年※※月 ※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※

平成※※年※※月 ※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※

平成※※年※※月 ※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※

平成※※年※※月 ※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※

平成※※年※※月 ※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※

平成※※年※※月 ※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※

※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※

平成※※年※※月 ※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※

平成※※年※※月 ※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※

※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※

平成※※年※※月 ※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※

※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※

平成※※年※※月 ※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※

平成※※年※※月 ※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※

平成※※年※※月 ※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※

平成※※年※※月 ※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※

平成※※年※※月 ※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※

※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※

※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※

令和 3 年 4 月 阿久根市政策監（企画調整課長兼務）

現在に至る。

議案第 4 2 号

阿久根市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

阿久根市印鑑条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 5 年 3 月 2 4 日 提出

阿久根市長 西 平 良 将

提案理由

電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成 1 4 年法律第 1 5 3 号）が改正されたことに伴い、多機能端末機において、移動端末設備を利用した印鑑登録証明書の交付を可能とするため、条例の一部を改正しようとするものである。

(別紙)

## 阿久根市印鑑条例の一部を改正する条例

阿久根市印鑑条例（昭和54年阿久根市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第9条中「個人番号カードをいう。」の次に「以下同じ。」を加える。

第16条第3項中「個人番号カード（第9条に規定する個人番号カードあって、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第7項の規定により利用者証明用電子証明書を記録したものに限る。）」を「次に掲げるもの」に改め、同項に次の2号を加える。

- (1) 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号。以下次号において「公的個人認証法」という。）第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録された個人番号カード
- (2) 公的個人認証法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録された電磁的媒体（同項に規定する電磁的記録媒体をいう。）が組み込まれた移動端末設備（公的個人認証法第16条の2第1項に規定する移動端末設備をいう。）

### 附 則

この条例は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）第49条の規定の施行の日から施行する。



